

告 示

埼玉県告示第二百三号

埼玉県報の発行に関する規則（昭和三十六年埼玉県規則第四十五号）第五条第三項（同規則第八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、県報ファイルを識別するための文字、番号、記号その他の符号を次のとおり定め、令和七年四月四日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

県報ファイルを識別するための文字、番号、記号その他の符号は、<https://www.pref.saitama.lg.jp/kenpou/>とする。